

京都市帝國大學經濟學會

經濟論叢

第十二卷 第五號

大正四十五年一月一日發行

論叢

失業者統計概説	法學博士	財部 靜治
課税と時の元素	法學博士	神戸 正雄
我國近世の土地問題	經濟學博士	本庄榮治郎
御家人の特質	文學博士	三浦 周行

說苑

朝鮮の雜種農業	法學博士	河田 嗣郎
保險の本質に就て	法學士	小島昌太郎
アダム・スミスに於ける勞働價值法則の妥當性 <small>に就て</small>	經濟學士	森 耕二郎
マルクスの絶對地代に就て	經濟學士	八木芳之助

雜錄

金利に關する一研究	經濟學士	蜷川 虎三
-----------	------	-------

法令

輸出組合法・重要輸出品工業組合法・染料製造獎勵ニ關スル法律・外國人土地法・預金部預金法・大藏省預金部特別會計法・大藏省預金部特別會計規則・預金部資金運用規則・日本銀行ノ手形割引ニ因ル損失ノ補償ニ關スル法律・教育改善及農村振興基金特別會計法

我國近世の土地問題

本庄榮治郎

一、緒言

我國は近世に至るまで土地經濟の時代であつて、土地の兼併によつて貧富の差を生じたものであり、土地を離れては何等重要なる産業の無かりしものである。従つて土地問題が各時代の重要な社會問題であり、爲政者が土地問題について深甚の注意を拂つたことはいふ迄もない所である。

我國上古の時代に於て既に早く土地の兼併が盛んに行はれ『或は數萬頃もの田を兼併し、或は全く容針少地はりさすばかりのちも無し』といふ有様を呈した次第であるが、土地賣買の制規に就ては未だ明かでない。然し大寶令には既に明文があつて、土地の賣買は所部の官司を経て然る後に之を公認するの制を立てた。尤も田令では、寺院に對し田地を寄附したり賣渡し交換することは並び禁せられてゐるが、この禁令は實行されず、僧侶も寺田を増すことに努め、班田制の弛廢によつて、土地の兼併は益々盛となり、土地賣買の制規も次第に弛廢し、遂に國衙の認可を受けずして賣買するに

1) 拙著、日本社會史、53 頁

2) 同上 108 頁

至つた。武家時代には武士の所領の賣買については規定する所があつたが、一般の賣買については規定なく、私有者が自由に賣買したものであつた。然るに近世徳川時代に至つては、田地の永代賣買を禁止するに至つたものであるが、倍金質、頼納又は半頼納などと稱して名を質入に藉り、地價を高くし、質流となして所有するの策を行ふに至り、土地の兼併は依然として行はれた。以下徳川時代の制度及び狀況に就いて之を詳説せん。

二、 田地の讓渡

(イ) 田地永代賣買の禁止。寛永二十年三月十日に『身上能百姓は田地を買取、彌よろしくなり、身體不成もの令估却、而猶々身上成へからさるの間、向後田地永代の賣買可爲停止事』¹⁾と令して田畑の永代賣買を禁止した。「地方落穂集」では『田畑永代賣買御停止の儀は家康公御治世の節より御掟といへり』²⁾とあつて、この説が一般に認められてゐるやうであるが、然し「地方凡例録」の著者はこのことについて『御入國以來御停止の様申せ共、寛永以前は御制禁も無りし事と見えたり、尤田畑を賣て百姓をやめ、町人になる事は東照宮時代にも禁じ玉ふとかや』³⁾と説いてをり、寛永以前のことについては必ずしも明確ではないが、兎に角徳川時代の初期からこの法令が存在し、而もそれが幕府の最後まで存続せしものなることはいふ迄もない。

- 1) 徳川十五代史四編 27 頁。大日本租稅志、前篇第二、賣買地の條
- 2) 日本經濟叢書卷九、20 頁
- 3) 日本經濟叢書卷三十一、202 頁

右の禁制は勿論田畑についてであつて、すべての土地の永代賣買を禁止したのではない。京都・江戸・大阪の三都府に屬する市街の家屋地は、自由に讓與賣買することが出來たものである。⁴⁾ 否、田畑についてもすべての田畑に及ぶものではなくして、或る種の田畑は永代賣買を許されて居つた。御定書百ヶ條の第三十條「田畑永代賣買并隱地致候者御仕置之事」には

(従前々之例)

一 高請無之開發新田畑等
其外浪人侍等所持之田畑

永代賣無構

とあつて、百姓の田畑でも高請なき開發新田、高請ある田畑と雖、浪人、侍等の所持するものは、永代賣買を許されて居たことは明かである。⁵⁾

かく考ふるときは永代賣買を禁せられて居たものは、百姓所持の高請田畑のみであるが、それは必ずしも百姓の個人所有のみに限らず、村有のものも含まれてをつた。文化七年五月に、田畑の持主が退轉に及び、その土地が村有となつた場合、この村持田畑は永代賣買差支なきものなりや否やを問ひ合せた處、「高請無之開發新田畑等は永代賣構無之候。高入田畑には退轉百姓所持之分、村持に相成居候共、永代賣は不相成候」⁶⁾との回答があつたことに徴するも明かである。

然し水戸藩ではこの禁令は行はれなかつた。「勸農或問」に曰く「先王の令には賣買宅地、經所部官司、申條、然後に是を聽すと云、田宅ともに民の私業なれば、無據ときには吟味の上、官司よ

4) 横井時冬、大日本不動産法沿革史 208 頁

5) [日本古代法典] 874 頁

6) 高請とは石盛の高を受くることであつて (大日本租稅志、前篇第二、賣買地
の條) 村高の中に計算されてゐる田地をいふ。

7) 日本財政經濟史料第六卷 974 頁

り其賣買をゆるすこと古法なり。本藩にては昔より田宅の賣買を禁せず。幕府の法には違ひしやうなれども、昔は先王の令の如く官司を経ざればゆるさず(其かた今は町屋敷の賣買并に讓渡しに残り居る也)。貿易の際に奸を爲すこと能はず、東照大猷二公の制を設玉ひし本意に叶て、且古今の制度人情に叶ひたること、幕府有司の及ばざる所なり」と。兎に角例外はあるとしても原則としては徳川時代では高請ある百姓地は永代賣買を禁せられたものであつた。

(口)違反處分。右の禁止に違反して田地を永代賣買したるものある場合の制裁は、寛永二十年三月の令では、

一、賣主牢舎の上、追放、本人死候時は子同罪

一、買主過怠牢、本人死候時は子同罪

但、買田畑は賣主之御代官又は地頭を取上げ

一、證人過怠牢、本人死候時は子に構なし

となつて居る。「徳川禁令考後聚」²⁾には貞享三年六月、同五年三月、元祿二年七月、同七年二月等に違反者處罰の實例が出て居るが、それによると、大體に於て牢舎の後、賣主は追放、買主は田地頭に取上げ、證人は出牢の上構なしの制裁が加へられたやうである。然し御定書百ヶ條³⁾では

8) 日本經濟叢書卷二十、104頁

1) 享保令典永鑑卷四十。

2) 二峽、189、203頁

3) 日本古代法典 874頁

(従前々之例 延享元年)

一 田畑永代賣いたし候者

當人過料
加判名主役儀取上
證人叱り

(元文三年 延享元年極)
一同買候もの

永代買之田畑取上

とあつて制裁に多少の變化のあつたことは明かである。延享元年に大岡越前守等は永代賣買禁止の有名無實なるを認め、禁令の廢止を至當とするの意見を上つたのであるが、吉宗の容るゝ所とならず、依然右の禁令を存置し、制裁について御定書百ヶ條にあるが如き『田畑永代に賣候もの當人過料』云々とされたのであつた。⁴⁾

(ハ)禁止の理由。前述の如く田地永代賣買の禁止は、個人有たると村有たるとを問はず、農民所有の高請ある田畑に關するものであるから、禁止の理由とする所は、農民に關する事柄に在ることは明かである。が、然らば農民の如何なる事柄についてあるかについては、多少の議論あるを免れない。

寛永二十年の令には、前述の如く、身上よき者は田地を買取つて彌よくなり、身上悪しきものは田地を手離して彌悪しくなるから、田地の永代賣買を禁止する旨が明かに謳はれて居るが、延享元年五月處罰改正の際にも吉宗は『右永代賣は従前々御停止に候。是は容易田畑賣拂せ不申様にとの御事と相見候。百姓差詰り候得者、田畑質地に差入、流地にいたし申事に候。元來所持の

4) 徳川禁令考後集二帙 191 頁以下

田地に放れ申度ものは無之候得共、年貢等致不納、無據儀に而御停止を致忘却たる事に候。然者向後所拂には不及、過料は可申付事歟」といひ、また翌六月大岡越前守、島長門守、水野對馬守等が、永代賣買を禁止するも田畑の質流を認むる以上は、「名目替候迄に而、即永代賣に罷成候間」此際右の禁令を廢止すべきや否やを伺ひたる時、吉宗は「此儀者賣買御免に成候而は、不身上の百姓當分徳様に目を付、猥に田畑賣放候様に可相成哉、其上此度の御定に成候得者、賣主咎めも輕く成、且又是悲差詰り候得者、今迄之通質地に差入候得者差支も無之候間、先今迄之通に可差置事」とて廢止を裁可せざりしが、その理由とする所は、永代賣買を許さば、百姓は眼前の利益に迷はされて容易に田畑を手離すに至らんことを恐れたるに在る。故に賣主の處分は從來追放刑なりしものを過料に輕減したるも、永代賣買の禁止は依然としてこれを存したのである。以上論ずる所によつて之を觀るに、立法者が田地の永代賣買を禁止したるは百姓が猥に其恒産たる田畑より離れて困窮に陥ることを防止せんとするにあつたものであるが、このことは他面から考ふれば、農地兼併の弊を防がんとするものであつて、現に寛永二十年の令には明かにその趣旨が記されて居る。

徂徠は之を以て「百姓の田地を賣て町人に成るを制し玉ひし歟、左無は古の口分田の事を取違へて其時分の學者の申たる事可成」とし、正司考祺は「是時江戸は天下會同の地となるゆへ、商工

1) 徳川禁令考後聚二帙 191, 199 頁

2) 政談 (日本經濟叢書卷三 521 頁)

四方より集る。近邊の農民之を羨み、田地を賣て商賈とならんとする故、禁じ玉へり³⁾と説いてゐる。當時農民が其本業を棄て、末業たる商工業に走ることを嫌ひしことは明かであるが、それが田地永代賣買禁止の直接の理由となりしものなるか否やは、更に一考の餘地がある如くに考へられる。殊に、「地方落穂集」の著者が『金銀多分持たる諸浪人、又町人百姓に限らず金銀等にまかせ買取候は、一村一郡をも買取るへし。然る時は其者の權勢を強くして上を不恐、一揆を起すべし、國郡騒動の種と成へき事を御考察あり、其上不如意の百姓は、代々所持の田地に離れ、退轉すへきを御不便に思召、堅く是を御停止あるといへり』と論じて居るが、其前半の意見の如きは、以上の説よりも更に一層甚しく立法者の意思よりかけ離れてゐるものではあるまいか。殊に前述の如く賣買の禁が、すべての土地に及ぶにあらず、又すべての田畑に及ぶにあらず、たゞ高請ある百姓地のみに限れることを考ふるならば、其趣意の中らざることは愈々明かである。寧ろ眞壁用秀が『永代賣は百姓困窮の元に成ゆへに』停止されたものなりとし、或は大石久敬が『田畠を永代に賣渡しては、百姓家督に離れ、有徳成百姓は次第に田地多くなり、小百姓は段々潰れ、後は一村の田地一兩人にて所持いたし、又は他村の百姓のものとなるにつき』之を禁じたるものなりといへる説が直接の理由に近きものと考へざるを得ない。

要するにこの禁令を以て、農民の都市集中や一揆騒動に結び付けて考ふることは、適當ではな

3) 經濟問答秘錄 (日本經濟叢書卷二二、472 頁)
 4) 日本經濟叢書卷九、20 頁
 5) 地理細論集 (日本經濟叢書卷十四 164 頁)
 6) 地方凡例錄 (日本經濟叢書卷三十 202 頁)

い。勿論第二次的若くは間接にはかゝる結果を生ずることもあらうけれども、田地永代賣買禁止の直接の理由としては、農民の流亡、土地の兼併を防がんとするにあるものと見なければならぬ。従つて又租税の收納といふことと關係あることは勿論である。

(二)分地の制限。田畑永代賣買の禁止は、農民の流亡、土地の兼併を避けんとするに出でたものであるが、同様の趣意は分地の制限に於ても之を見ることが出来る。

百姓の所有田畑があまり大ならざるにも拘らず、子供などに田畑を分與することを無制限に許すときは、遂には無数の貧弱なる零細農を生じ、到底その生計の途を全うする能はざるに至る虞がある。茲に於て田畑の分配に就ては一定の制限が設けられた。寛文十三年(延寶元年)六月には『名主百姓、名田畑持候大積、名主二十石以上、百姓拾石以上、夫より内持候ものは、石高猥に分申間敷旨被仰渡奉畏候。若相背候は、何様之曲事にも可被仰付事』¹⁾とあつて、名主は二十石、一般百姓は拾石以上田畑を所有するに非れば、分地するを得ざることとした。正徳三年七月にはやゝ之と異つて田畑分配高を高拾石、地面一町以上とし、残り高も此定より少く残すべからずとされたから結局、石高二十石、反別二町以上を所有するに非んば分割するを得ざることとなつた。²⁾即ち配分を受くる者も、配分せし殘地も共に十石、一町歩以上といふ制限が置かれたものである。「地方凡例録」に引く所の五人組帖前書には明かに同様の趣意が記載されて居る。³⁾之に由て

1) 日本財政經濟史料二卷 938 頁

2) 同上 1002 頁

3) 日本經濟叢書卷三一、413 頁

觀ると十石、一町歩といふことが、農民が相當に一家を支ふるの標準として考へられたものと思はれる。

降つて享保六年二月には、拾石、一町歩以下の田畑を分配すべからざることを合して居るが、翌七年の令では、當時右の制限を守らず土地を分配する者もあつて、却て不取締であつたがために、以來は残り高十石、反別一町歩あらばその餘分を配分すべしとあつて、殘存高の制限のみを規定したやうであるが、寶曆九年の令では、また正徳度のものと同じく、分與高も殘高も十石一町歩たることを要し、結局高二十石地面二町歩より少きものは田地配分すべからずとされて居るから、以前の標準に復したものと考へられる。要するに百姓の持地が高十石地面一町歩以下なるときは、分地するを得ざることば前後一貫せる處であつて、分配高並に殘地高に付て、前後多少の相違を見るのみである。

右の諸令では田地が制限以上に存せざる場合は、『子供を始諸親類之内へ田地配分不相成候間、厄介人有之者は、在所にて耕作之働にて渡世爲致或は相應之奉公に可差出候事』との文句もあつて、田地の分割は子孫親戚等に對して分割することを考慮してゐるやうであるが、勿論それのみならず、かゝる名義を利用して土地の分割兼併といふことも行はれたであらうし、また右の制限が必ずしも勵行されたものでないことは、享保七年の令によるも明かである。然し當時分附ぶんぞく百姓

- 4) 同上、582 頁。日本財政經濟史料卷二、957 頁
- 5) 地方凡例錄、前掲 439 頁。大日本不動産法沿革史 281 頁。徳川禁令考五帙。268 頁。
- 6) 日本財政經濟史料二卷 969 頁

といふものがあつて、⁷⁾ 實際は次男三男に相當の土地を分割しても、名義上は總領のものとし、年貢諸役も勿論總領から納める如きことが行はれたのであるが、この分附百姓の存した所以は、種々なる理由に依ることであらうが、一面に於ては、分地制限のことに關係せる所があるであらうと考へられる。

分地の制限は事實上十分に勵行されたか否やは明かでないとしても、制度としては其後も存続せしものであり、見方によつては一種の家産法が制定されたものともいふことが出來やう。

田地永代賣買の禁止にしても、この分地の制限にしても、農民が土地に離るゝことを防がんとする目的に出づるものであるが、之は表面上は農民を愛護するやうにも見ゆるが、其根本は當時の社會經濟組織を維持せんがためである。蓋、農民をして土地を失はしめざるは、畢竟農民を其土地に縛つて置く所以であり、また租税の收納を減せしめざる所以である。農民が流亡すれば、當時の社會經濟組織は破壊されざるを得ざるに至ることはいふ迄もない。

(ホ) 田地讓渡の其他の方法。高請ある百姓地は永代賣買を禁止されたものであるが、然し絶對に田地の所有權が移轉することを認めざりしものではない。闕所の田地、取上げ地、上り田地、潰百姓上げ田地等の、¹⁾ 法律上の規定により、又は所有者の意思によらずして土地所有權の移轉す

7) 地方凡例錄、前掲、438 頁

1) 地方凡例錄、前掲、188 頁

る場合のあつたことはいふ迄もないが、それ等は問題外として、當事者の意思で田地を讓渡するといふことも行はれたものである。例へば年季賣、本物返、質流、相對替、由緒讓、寄進等種々なる方法によつて讓渡することが出來たものである。

年季賣と本物返とについては、「地方凡例錄」には「關東方にて年季賣の田畑を、上方筋にては本物返と云て(略中)金子を貸、年季を定め、田地を買とり、作徳を金の利足にいたし、無利足にてかし、田地は金方へ受とり、手作にても又は小作にいかるとも勝手次第にいたし、年季明たるとき、元銀相かへし、田地取戻ゆえ、本物返と云。地主へ田地返事に付、年季賣は御法度に無之なり」²⁾とあつて、要するに買戻付賣買である。

相對替は即ち交換であつて、双方熟讀の上、田畑を取替へることが出來た。³⁾また當時は田畑を讓るべき謂はれある者には、之を讓ることを認めたものである。それが即ち由緒讓である。「地方凡例錄」には「父兄より譲り請たる田地、其家相續の子孫の外へ讓請けたる分は、子弟と雖ども相互に讓渡證文、村役人加印にて可取置、其外親類等由緒有て讓渡す時、禮金とり讓る儀御停止也。表向は讓田地の文言にて内々金銀とりたるは永代賣同然の御仕置に相成定法也。親類縁者にも無之者へ田畠可讓渡謂無之に付、若無縁の者讓地等有之、證文面禮金等の文言無之由及出入、吟味に成時は可讓渡子細能々可相糺、他人へ無由緒、田地ゆつるべき筋無之、尤家來筋の者へ吳

2) 前掲、204 頁

3) 中田薫、徳川時代に於ける土地私有權、(法學協會雜誌第三七卷上 822 頁)

る儀は格別也⁴⁾とあつて、其旨意は明かである。

寺社に對して田畑を寄進することは寶曆十二年までは許されて居つたものである。「地方凡例録」には『百姓より寺社へ田地を寄進致すは、直に寄進地とか、讓出地又は買附地とか可唱。町人百姓より寄附と云名目は前々より御停止也。年貢諸役も村方百姓並に勤れば、志ある百姓寺社へ田地を付る儀は不苦。然共村役等不勤碌に致すは制禁の旨、先年相極たる處、寶曆十二年以來、都て寄附地は不相成段、被仰出、當時は寺社寄進等御停止也⁶⁾』と、これは租米收納の關係が、寄附禁止の重大なる一原因と考へられる。

以上の外、尙、御用地として田畠を上る場合もあり、質流れの方法で田畑を他人の手に渡すことも行はれた。兎に角、此等諸方法によつて、田地を處分することが出来たものであるが、以下田畑の質入について、やゝ詳しく述べやうと思ふ。

三、 田地の質入

(イ)質入と書入。田地の質入について論ずる前に、先づ質入と書入との區別を明かにせなければならぬ。書入といふのは田畑を擔保として金員を借用し、利子を拂ふ事を約するものであり、質入は金員貸借期間中、田畑を貸主に預け、耕作の權利を付託し、其收獲を以て利子に充つるも

4) 前掲、191 頁
5) 日本財政經濟史料第二卷 1007 頁
6) 前掲、187 頁
7) 地方凡例録、前掲、187 頁。

のである。¹⁾ 故に書入の場合は、その田畑は地主自ら耕作するも小作に付するも自由であるけれども、質入の場合は、土地の利用は金主の手に歸するものである。従つて書入の場合には年貢諸役は地主で負擔するが、質入の場合は金主がそれを負擔する。また元文以前では質地證文に小作のことが書き記されてゐる場合には、書入借金と見做したものであるが、元文以後は之を質と見ることゝなつた。²⁾ 要するに兩者は抵當と質との區別に該當するものと見て差支なきものであつて、兩者を混同するを得ざるはいふ迄もない。土地を書入れるには名主の加判を要し、元利滞りたるときは、其抵當に供したる土地を債主に引渡す約束を立てたものである。二重書入は二重質の場合と同じく制裁を加へられたものである。

「地方凡例録」に「書入田地之事」として「右は質地とは違ひ、金子借用いたす時、金子何程借用いたし、當何の何月より何月迄何ほどの利足にて借用いたし、元利無滞返済可致、爲書入、何村にて所持の田畠、字何上中下幾反何畝歩何ヶ所差出置候、若返済どいふ候ば、書いれ田畑可相渡、直證文差出置ことなり。質地には無れども田地書いれいたすにつき、其村の名ぬし加印致すことなり。尤田畑は地主方にて自作致ども、小作に在るゝとも勝手次第なり。質いれ置たる田地か、又は外へ書いれ致たる田地、二重に於書入は答申つける。金主方にて二重に書いれる儀存證文請取は、是又どがめ申し附る。書いれの儀は質地には不相立、例の借金通取計ことなり」³⁾

1) 安藤博、縣治要略、292 頁
2) 徳川禁令考後聚、第二帙 252 頁
3) 日本經濟叢書卷三十一、205 頁

とあるは、書入れの性質方式等を簡明に説明せるものである。

(口) 質地の方式。前述の如く幕府は百姓持田地の永代賣買を嚴禁せしがため、土地を質入れし、質流れとして估却するの手段に出づるものが多く、これがために土地の典質盛に行はれ、奸詐百出し訴訟も頗る多く、質地に關する制度は頗る錯雜を極めたものであつた。今一一の場合に亘つて説明することを避け、質地についての大體の制度を述べれば次の如くである。

質入の一般の方式は「字何之上中下田地何反何敵何歩何ヶ所、當何の年より來る何の年迄、何ヶ年季に相定質地に入、金子幾許致借用候間、年貢諸役金主方にて相勤、年季明ヶ元金致返濟候は田畠可請戻究にて、年號を相認、證人相立、名主加判致、宛所證文差出、金子借受る。若反別多、證文に一筆限難認ければ、證文面は合反別何町幾歩といたし、別帳に水帖か名前帖通、一筆限字位反別相書、是又置主持主印形にて證文にそへ差出、是を小拾帖（ひらき）と云、勿論證文に別紙小拾帖添候段認める。右の外年季に不限、金子有合次第可請戻之證文もあり、又年季あき不請戻候は可致流地旨之證文も有之也」と「地方凡例錄」にある如く、一定の土地につき、質入證文を作り、金主に於て年貢、諸役（料費）の類を移むることを示すのが普通であつて、證文面記載の土地が檢地帳又は名寄帳等と對査して符合せざる場合は、質地とは認めず借金に準して取扱ひ、また名主（又は年寄若くは組頭等）の加印なき場合は訴訟は取上げざるこゝなつて居る。

1) 開傳叢書（日本經濟叢書卷十所收）421頁、519頁以下、627頁以下、671頁以下、735頁以下、789頁等には質地制度又は質地訴訟の裁決等の各場合につき細なる記述がある。

2) 地方凡例錄、194頁、安藤樺、縣治要略、285—290頁

3) 地方凡例錄、197頁、195頁

(ハ)質入禁止の場合。當時は御朱印地寺社領の田畠屋敷を質入れることは禁せられて居たものであるが、其他の土地は自由に質入することが出来た。然し次の如き方法で質入することは禁せられて居る。

(1) 頼納らいのふ 田畑質入の際、通例の質金よりも多額に借り受け、その代り、地主(質入主)にて年貢諸役を出し、金主(質取主)作り取をなすべき約定の證文を頼納といふ。

(2) 半頼納 田畑質入の節、金高少く借受け、地主其地を小作し年貢は金主が納め、諸役は地主が勤むるものを半頼納といふ。地主年貢を出し、金主諸役のみを出す場合も亦同じ。

(3) 殘地ざんち たとへば質入の地所一段歩の内、五畝歩を地主が小作し、五畝歩を金主が小作しながら、一段歩に對する年貢諸役を地主に於て出すべき約定を殘地といふ。この場合は金主は五畝歩を作取りすることゝなる。

(4) 切畝歩きりせが 檢地帳面一筆一段歩の地所を、五畝歩を地主所持し、殘五畝歩を質入するを切畝歩といふ。流地となりし場合、境界不分明であり、檢地帳と筆數相違し、將來紛紜の基であるからこれを禁する。

(5) 倍金 質地差入れ、金拾兩を借り、證文には二拾兩三拾兩といふ如く多額に認め、請戻し難きやうになしたるものを倍金といふ。

(6) 二重質 同一地面を兩人に質入することをいふ。

(7) 又質 質にとりたる地處を年季明けさるうち、金主より又他へ質入することを禁ずる。但元地主承諾の上、證文に加印する場合は之を認む。此質地元金滞りたるときは、元地主へ濟方申付ける。又質の節、増金借り受けたるときは、其分は又質置きたる者へ濟方申付ける。

以上の如き方法で質入れることは禁せられてゐるが、これに違反した場合はそれぞれ制裁がある。頼納の場合は永代賣の場合と同じく地面取上げ、當事者夫々所罰せられるが、半頼納以下の場合は地面取上ることなく、大抵は借金に准して取計らふ。證文の端書には質入と認めながら、文言の内には請戻のことも年季等のことも認めざるものは、實は永代賣であるのを、質入として認めたるに過ぎぬものであるから、永代賣同様の處分を加へる定めであつた。⁴⁾

(二) 流地。質入の年期は十年を限る。これは以前は無制限であつたが、享保六年にこの制限が設けられた。金地主相對にて受戻す場合は別であるが、金主不承知の場合、地主訴出でも、この年期明けざる内は受戻すことが出来ない。質地の受戻については左の期限内に出訴して受戻すことが出来る。即ち

(1) 質入の年期が經過し、流地となす可き旨の文言なき證文は年季明け十ヶ年以内

(2) 年季明け流地となす可き旨記載ある證文は年季明後二ヶ月以内

4) 地方凡例錄 195—197, 203—205 頁
縣治要略 283—4 頁

(3) 年季の定めなく、金子有合次第受戻すへき旨の證文については、質入の年より十ケ年以内前項の期限を經過したときは即ち流地となる。⁵⁾

此受戻期間内に地主出訴したる場合は、元金返済方を申付け、一定期限内に返済せざるごきは、質入の地面は金主へ渡さしめる。茲に所謂一定日限といふのは、次の如くに定められてゐる。⁶⁾

五兩以下	三十日切	五兩以上十兩迄	六十日切
十兩以上五十兩迄	百日切	五十兩以上百兩迄	二百五十日切
五十兩以上百兩迄	十ヶ月切	百兩以上二百兩迄	二百百兩以上
二百兩以上二百石迄		二百石以上	十三ヶ月切

尙一二特例とも見るべき場合⁷⁾を述べれば

(1) 地主死したるときは、相續人は之を受戻すことを得るも、其親戚に至つては之を許さず、吟味の上、流地とす。

(2) 質地元金の一部は年季内に返済したるも、殘金を年季明け後に至るも返済せざる旨、金主より訴へ出てしときは、右返済金を金主より地主へ返さしめ、質地は金主へ流地として渡さしめる。

5) 地方凡例錄 194・5 頁。縣治要略 285 頁
 6) 聞傳叢書 737, 629 頁
 7) 地方凡例錄 197 頁。聞傳叢書 740 頁

享保六年十二月に『分限宜きものは質流に田地大分取集、又は田地連々町人等之手に入候様に成候。田地永代賣御制禁に而候處、おのづから百姓田地に離候事は永代賣同然之儀に候條、自今は質地一切流地に不成候様』云々として流質地を生せしめざらんとし、質年季明けの上は證文を書換へしめ、小作年貢滯はすへて一割半の利積とし元金に加へ、濟崩しの方法によつて返濟せしめ、元金切れ次第幾年過ぎて田畑を地主へ返させることとし、尙過去に溯つて五ヶ年以前即ち享保二年以後之分につき訴出てたる場合にはその田地が現在其儘金主の手に在り、且地主が元金を残らず差出したるときは、其田地を請戻し得ることとした。且、自今田地時價の二割減を以て質地の金額とし、質地を地主が小作する場合にても、最高一割半の利積を以て、小作料を定むべきことを命じた。然し二年の後、享保八年八月には、右の方法によるも質地請戻の事行はれ難く、却て迷惑となり金銀貸借に差障り融通を缺くに至りしたため、八年九月より以後は享保六年以前の通りより捌くべきこととなつた。故に質流の方法も當然認められたものであり、上來述べ來た種々の事柄が行はれたものと見て差支なからう。

(ホ)質地小作。徳川時代には小作制度は一般に行はれたものであつて、その種類も種々あるが、大體に於ては地主所有地に對する小作と、質入地に對する小作とに大別することが出来る。前者を名田小作、後者を質地小作といふ。

8) 享保令典永鑑卷四四、

1) 地方凡例錄、210頁。開傳叢書、733—741頁
尙、小作問題一般のことについては拙稿徳川時代の小作問題(大阪朝日新聞
本年一月所載)参照

名田小作には普通小作と永小作との二種類があるが、質地小作の場合にも二種類がある。一は地主が田地を質に入れ自ら其田畑を小作するものを直小作といひ、小作年期は質地年期に相應する。他は田畑質入の場合に、金主が地主に關係なく他の者をして小作せしむる場合であつて、小作年限は質入年限とは關係がない。これを別小作べいせうといふ。

質地小作料の延滞について、金主より訴へ出た時には、小作の米金高に應じ、質地日限定法(既述参照)通り納付方を申付、日限過ぎても滞れる場合は身代限を申付、諸道具拂、代金のみにて滞金を填充するに足らざる場合は、所持の田畑を年數を限り金主へ渡させ、右年數經過の後、右地所を小作人へ返さしむることとした。もし小作人が所持の田畑を質に入れ置ける場合は、田畑を持たざる場合と同様に取扱ひ、諸道具は残らず渡させ、家屋敷は渡す可らずと定めた。家屋敷を交付せしめざるは流民を生ずるを防ぐの趣旨に出たものであらう。然るに後の規定では直小作滞の場合には、日限内に償了せざるときは地面を取上げ交付せしむることとした。従つて右の規定は主として別小作の場合に適用されたものであらう。

而して田地元金と小作米金と兩者共に滞れる場合は、直小作については、小作米金高にかゝらず、田地元金日限と同様の日限とし、別小作の場合は兩者別々に日限を決めることになつて居る。例へば田地元金五兩以上拾兩迄とせば、既載の如く、その日限は六十日限であり、小作滞金

を五兩以下とすれば三十日限であるが、直小作の場合は五兩以下の小作料滞でも田地元金日限通り六十日限りとし、別小作の場合は元金は六十日、小作金は三十日と別々に日限を定めし如きそれである。

前述の如く質地は質置年限終りし後、一定期間を経れば流地となるが、流地の直小作滞は棄損(帳消)とし、別小作滞の場合は通例の如く日限りを申付け納付せしむることゝなつて居る。

四、 田地の兼併并に荒廢

(イ) 田地の兼併。既に述べたる如く田地の永代賣買や、又は之に類する質入の方法例へは頼納の如きは禁せられたものであるが、その禁止の趣旨とする處は、之によつて農民の流亡を避け、土地の兼併を防かんとするにあつた。然し永代賣買禁止の觸書を見ても、又は享保六年に吉宗が流質を禁遏せんとせし際の觸書を見ても、實際に於ては種々の方法で以て、此等の禁止を潜り、又は質流れの方法によつて土地が他人の手に移ることは屢々行はれた處であつて、土地兼併の勢のあつたことは否定すべくもない。このことは既に當時の學者の屢々論せる處であるが、今その一二を例示せんに、「民間省要」には、農民が生活困難なるため、遂には所持の田畑をも手離すに至るものであることを述べて曰く。

「夫百姓と云物、渡世誠に淺ましき物にて中々百姓にして百姓斗をかせぎ、心易く渡世の相立つ物にてなし。年々大風大水旱魃等の災難にかゝり、或は病惱に伏し、おもひの外成事に逢ふて、時々心當のはづるゝ事のみ多き物なり。耕作の外にかせぎ無之ものは、不斗右の難に逢ふて、御年貢時に至て其價つぐのふべき様なし。所持したる田地山林等を以て、名主方へ差出して、其代にあつるの外なし。夫れ田地と言もの永代に賣拂と、質物に入て金子借るとは各別成損得あり。縦ば質物にして借用する金の利足、何方も田舎筋は二割か三割半成物なり。又永代に賣てはなす時は、所により品によりて七八歩と一割までの利に上る物なれば、同金高にして田地を一倍半出さざれば都合せぬ事なり。元來賣る程の困窮、百姓段々残所すくなき田地の内多く出しては、跡にて又渡世すべき様なし。依て親類寺方杯頼みて、其内半分永代渡して残る分を所持し、渡世いたし度段訴訟すといへど、名主年寄むざと合點せず、さすれば段々其百姓の數を減じ、餘は漬るゝの外なし。不_レ被_レ成と頭をふり腹を立といへど、御年貢役等のすべき様なく、其年の賄さしあたる事どもの致方にこまり、後は無是非夫れに成て段々に古來よりの百姓の潰るゝ事多かりし。惣して百姓に限らず、京大坂江戸表、其外、國々永代と質物とは右の品同前たり。然ども永代の文言は御法度たるにより、手形の文言をば質物として、代金を一倍に書付、重て請出るの不相成様にして賣買する世の中となれり。然るに是等の事、又上達しけるとや、頃日永代文言の外、倍金手形も御法度に被仰出候。しかれども、とにかく百姓に田地の賣買なくしては、是を百姓の質とするに足らず、總して人間の財資たる事、皆代の付は、何ぞの時には金として用を辨せん爲成を以、高直に成迄質とはする事也。凡連城の壁、初花の茶入、定家の色紙たり共、賣にならぬ事と知らば、誰人のよく是を賞愛せんや。田地是にひとしく、別ては差當りて御料私領にも御年貢諸役差間候事なれば、名をかへ品をかへて、とにかく止事非じ」云々

ど。裕福なる百姓は兎に角として、然らざる者は田地を質にも入れて、貢租及び生活の途を工面せなければならぬ。而もその工面をするには裕福なる者にたよるの外なく、土地は自ら裕福なる者の手に集まるの勢となる。

また文化十三年武陽隱士の著「世事見聞録」にも、すべて村内にても上田の地は皆富有者の所有

となり、貧しき者は下田の實入り悪しき地所のみを所持するに至る。又地方に依ては、田畑を賣渡す際に、直段を高くするために其賣渡す地の石高を少くし、手許に残せし方の地には石高を多くすることも行はれ、之れがため地處を買取る如き裕福なる者は、負擔輕き良田を安く買入れ、地所を賣らんとする困窮者は却て負擔多き悪田を耕作せねばならぬこととなる。この悪田すらも失ひし者は小作人となり、高持百姓の下に附いて稼ぎ盡し、作りたる米は皆地主へ納め、其身は糲糟や糠粃などばかりを得て、年中頭の上る時なく、息を繼ぐ間もない。『依て盛なるものは次第に榮へて追々田地を取込、次男三男をも分家いたし、何れも大造に構へ、又衰へたるは次第に衰へて田地に離れ、居屋敷を賣、或は老若男女散々になりて困窮に沈み果るなり。當世如斯の貧福偏り、勝劣甚しく出來て、有徳人一人あれば其邊に困窮の百姓二十人も三十人も出來』るといふ有様で裕福なるもの一人が『大勢の徳分を吸取て』榮華をするものに外ならぬと説いて居る。²⁾

藤田幽谷はその著「勸農或問」に於て原弊五條を論し、その中に兼併之弊を擧げて居る。その一節には「富者は益々富、貧者は益々貧に、膏腴の地悉く富豪のために吸とられ」且「富者は地日々に益とも高はふねず、貧者は地をば日々に削らるれともそれだけの高は減せず」³⁾とて前示の例と同様のことを説き、『昔の兼併と、今の兼併と、其害の淺深異なり。昔も田地を賣買すると云ふこと出來てよりして、兼併の弊おこる也。其事を論して富者は連阡陌、貧者は無立錫之地と云へり。是は豪富勢に乗じて澤山に田地を買取故に、貧民は力及ばず、少しの持分もなく、産業にこ

2) 寫本、卷二、下、

3) 日本經濟叢書卷二十、101. 106 頁

まると云まで也。今の兼併は然らず、富者は名は持分の高少くして、其土地の取實は多く、賦役輕し。貧者は名は持分の高多くして、實は其土地少く賦役は重し。富者は賦役のかゝらざる膏腹の地ばかり兼併して隱田も同やうなり』とて所謂兼併の意義を明かにして居る。

此等の例に徴するときは、土地兼併の行はれたことは明かであり、而もその兼併たるや、土地分配の不平等を指すのみならず、猶その上に、その兼併の方法には無力者を虐ぐる如き惡辣なるやり方の伴ひしことを示すもの考へざるを得ぬ次第である。

(口) 田地の荒廢。徳川時代に於ては新田開發の例も少からず存し、一般にいへば耕作段別は増加し、耕作方法も進歩したるものであるが、他の一方に於ては農民は頗る苛重なる租税を負担したるため、之れに堪わすして流亡離散し土地荒蕪に歸したるか如き場合も決して少くはなかつた。「經濟問答」(享保頃の著作か)に「今世農民おのづから其業にうとく(略)業を疎し都會に走て生をなすに安し。此故に農業おのづから方たらず荒田間地年を追て多し」云々といひ、「濟時七策」(文政頃の著作か)には「荒地の事」と題する條があつて『近年關東筋公私共荒地彌増候儀』云々と述べたる如きはその一例に過ぎぬ。幕府は夙に屢々田畑を荒さず耕作に勵精すべき旨を令し、五人組帳前書にも『田畑一步之所も荒し申間敷候』云々とあるが、安永六年五月の令には、『近來村々の者共耕作を等閑になし、却て困窮等の儀を申し立て奉公稼に出、所持の田畑を荒し置くもの多くありと聞く』云々の語があり、殊に、天明八年十一月には陸奥、常陸、下總、下野等の諸國に對し、豪富高持の

4) 同上、104頁
 1) 日本經濟叢書、卷十一、510頁
 2) 同卷二十、460頁
 3) 徳川禁令、卷五、218頁
 4) 大日本經濟叢書、法類、100頁

者は、他國へ出てんとする農民を召抱へ之を使役して農業に盡し、又貧窮なる農民には幕府より手當を與へて荒蕪地を再興せしむる旨を令した。⁵⁾勿論これは天明の飢饉の影響にもよる所であらうけれどもそればかりではなく、それよりも以前から農民の離散するもの多く、農村荒廢し、荒地續出するの傾向があつたもの、如くである。其他諸藩に於ても同様の例があるが、米澤の上杉治憲は領内の開發殖民の經費を設けて、之を勸農金と名づけ(寛政八年)、新百姓の給助法及び開墾者の免稅法を定めたといふことである。⁶⁾

然らばかくの如く田地が荒廢するに至りしは如何なる原因によるか、農民の負擔が過重であり、生活の困難であつたことは、勿論その根本的原因であるが、これによつて一方には農民が耕作を廢し土地を去つて都會に走り、又は生活難のために人口を制限し、斯くて勞働力の缺乏を生じたこと、他方には土地を去るには至らずと雖、成るべく耕作や貢租等の關係から退かんとし、良田も之を耕作せずして荒るゝに任せ、又は土地を他人に與へて、それ等の煩しさより免れ、退嬰的なる生活をなさんとするに至つたこと、の兩方面がある。前者に就ては當時多くの學者の論せし處であり、世人の熟知せる所であるから、今一一例示することを止め、たゞ後者について少しく述べて見たいと思ふ。

前述の如く土地讓渡の際に當り貧窮なる下田の所有者が、多くの租税を負擔する場合に、その下田が自ら荒廢するに至るべきことはいふ迄もないが、上田であつても租税が過重であるがため

5) 同上、勸農 40 頁

6) 同上、42 頁

に、之を耕作すれば却て採算が立たず、所謂散田棄作となして顧みざるに至つた例が少くない。勸農或問(安永八年の著)に曰く「散田棄作とて己が方も餘り有り、土の性もよくとも、經界の政、正しからずして賦税に厚薄の損得ある故に、出來へき良田を、わざと棄作にし、皆引になること也」⁷⁾と。また寛政十一年六月の上書にかゝる高野昌碩の「富強六略」にも、豊饒なる上田はその負擔過重なるが爲めに上田の所有者は之を辛苦耕作しても、一向に利得なく、隨て其の所有者は皆争つて之を貧民に讓與し、甚しきは只遣ると云ふも更に貰ひ手なく、遂に止むを得ず若干の金子を添へて強いて貧民に受取つて貰ふの奇觀を呈し、水戸地方にては此の弊殊に甚しく、之れが爲め可惜上田は盡く荒地となり、晉に百姓の難儀なるのみならず國家の歳入も亦隨て減少するを免れずと説いて居る。然るに「濟時七策」には「田地に力を用ひ候もの日にまし年にまし相減じ、今日に相成候ては田地に金子を付、相譲り度と申す者有之候ても、貰ひ受け候もの無之など關東には、毎々御座候て見及び申候」⁸⁾とあつて金子を付けても、貰ひ手がないといふ始末である。かくて曩日の良田も遂には荒地となり、徳川時代には奥羽關東地方は勿論、一般に田地荒廢の傾向少からず存せしことは一般に認められて居る所である。

兎に角農民の流亡、土地の兼併、並に土地の荒廢について、幕府は之を防がんとする方針を示してをたつたけれども、實際に於ては之を防遏することを得ず、此等の事實が少からず存せしことを認めざるを得ぬ有様であつた。

(完)

7) 日本經濟叢書卷二十、98 頁
 8) 同上、卷十七、248 頁
 9) 同上、卷二十一、462 頁